

処 分 基 準

令和7年3月31日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第49条第2項
処 分 の 概 要：営業の廃止命令
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第3条（警備業の要件）、第5条第3項（警備業の要件に該当する旨の通知）、第7条第3項（認定の有効期間を更新しない旨の通知）、第8条（認定の取消し）
処 分 基 準： 次の場合には、営業の廃止命令を行うものとする。 1 警備業法第49条第2項第1号に該当する場合 2 警備業法第49条第2項第2号に該当する場合 3 警備業法第49条第2項第3号に該当する場合（その営業が警備業に当たることについての認識が全くなく、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ、指導又は、警告に従って営業を廃止することが確実であるときを除く。）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課（係）
備 考：